



2026 年 8 月 25 日

各 位

会社名 株式会社シーラホールディングス
代表者名 代表取締役会長 CEO 杉本 宏之
(コード番号：8887 東証スタンダード)
問い合わせ先 執行役員 CFO 我妻 心
電話 03-4560-0640

第 3 回新株予約権の権利行使期間延長に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 31 日開催の臨時取締役会において、2025 年 2 月 14 日開催の臨時株主総会において承認されました第 1 号議案「株式交換契約承認の件」に基づき、当社が旧・株式会社シーラテクノロジーズの 2014 年 5 月 23 日開催の株主総会承認決議により発行した新株予約権に代わり発行した新株予約権のうち、第 3 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）につき、その内容を一部変更し、権利行使期間を延長することの承認を求める議案を、2026 年 8 月 28 日開催予定の第 48 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本新株予約権の行使期間の変更理由

本新株予約権は、旧・株式会社シーラテクノロジーズの業績向上に対する貢献への対価および以降も継続的な企業成長に向けた意欲や責任等の醸成を促すために発行したものでありますが、2026 年 5 月 31 日時点でその多くが未行使の状態にあります。

本新株予約権の多くが未行使であることの背景として、旧・株式会社シーラテクノロジーズが米 Nasdaq 市場上場時にロックアップ条項があり、実質的な権利行使期間が短期であったことに加え、本件新株予約権と第 1 回新株予約権が過去の行使期間延長により税制非適格新株予約権へと変わっており、権利行使資金および権利行使時の税負担等を勘案し、行使期間満了日が同一かつ数量の少ない第 1 回新株予約権から優先的に行使を行っていたことが挙げられます。

当社がこれまでに発行した新株予約権のうち、本新株予約権は極めて高い割合を占めており、税制上の条件変更にあたらない範囲で最大限本新株予約権の行使期間の延長を行うことが、新株予約権者にとって創業期から現在および今後の更なる成長に向けたインセンティブの確保および権利行使資金の獲得ならびに金銭的負担の分散による行使機会の確保へとつながり、ひいては株主様と同じ目線で、株主価値、企業価値向上に向けた事業の展開に資するものと考えております。

また、当社は、岩盤収益基盤の拡大や蓄電所事業、ホテル事業の強化等、注力事業推進のための資金を継続して必要とする状況が続いております。今後の金利上昇が懸念されるなか、本新株予約権の行使期間延長は金融機関借入等の他の手段と比較しても調達コストにおいて有利な条件となることを踏まえ、新株予約権者との間で協議を行った結果、2027 年 4 月 30 日以降は本新株予約権について積極的な行使を行うことについて



ての意向を本新株予約権者へ確認のうえ合意に至り、その権利行使期間を2年間延長するものであります。

なお、第2回新株予約権においてはすでに権利行使を完了しております。

2. 発行条件等

本新株予約権の行使期間を2年間延長するに際し、当社経営者から独立した専門の第三者機関である合同会社デロイト トーマツ（東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング、代表執行役 長川 知太郎、鹿山 真吾）から本新株予約権の価値に関する助言を受けております。

当該助言を踏まえ、2026年7月3日時点における当社普通株式の株価（358円）、行使価額（73円）、配当利回り（3.63%）、割引率（延長前リスクフリーレート 0.96%、延長後リスクフリーレート 1.53%）、ボラティリティ（延長前 22.13%、延長後 28.58%）等の諸条件の下、当社は一般的なオプション価値算定モデルである二項モデルを用いて、本新株予約権の価値算定を実施し、本新株予約権1個の基準日時点での条件変更前後の公正価値をいずれも3,135,000円（1株当たり285円）と算定いたしました。

当社の新株予約権は1個につき11,000株であるため、1株当たり公正価値285円に11,000株を乗じた3,135,000円を新株予約権1個当たりの公正価値とすることについて、当社は、当該助言に基づく算定結果を踏まえ、現在の株価が権利行使価格を大きく上回っているため、オプション価値の大部分は本源的価値であり、オプション価値は2年間の延長前と延長後で同一であり、2026年7月3日の試算日時点においては2年間の期間延長に伴う追加の払込は要しないと判断しました。

なお、2026年7月3日の試算日時点において追加払込の必要性がないとした当社判断については、外部弁護士および当社社外取締役監査等委員に照会し、適正かつ妥当であり有利発行には該当しないこと、また本新株予約権の期間延長は割当先への利益供与にも該当しない旨の意見を受けていることから、現時点において第三者機関によるオプション価値の算定書を取得しておりませんが、同判断結果については、今後、株主総会まで株価が大きく変動しない、もしくは前提としたパラメータが大きく変わらない限り、変更される可能性は低いものとして考えております。万一、株価や前提となるパラメータに大幅な変動等があり、算定結果に重大な変更が起こった場合には変更の内容や、新たな算定結果を踏まえた対応方針について開示にてお知らせいたしますが、行使期間の延長および延長後の行使については適切な対応を検討する予定です。

また、本件におかれましては第48期定時株主総会における「第3回新株予約権の行使期間延長の件」の承認可決後、改めて決議日を基準日とする第三者機関によるオプション価値の算定を依頼し、算定書を取得したうえで、本新株予約権の公正価値に関して再検討いたします。

3. 行使期間（下線は変更部分を示します。）

第3回新株予約権

（変更前）2025年6月1日から 2027年4月30日まで

（変更後）2025年6月1日から 2029年4月30日まで

（※）上記の内容変更につきましては、2026年8月28日開催予定の第48期定時株主総会において、第6号議案「第3回新株予約権の権利行使期間延長の件」が承認可決されることを条件といたします。

（ご参考）本新株予約権の概要



新株予約権の割当日	2025 年 6 月 1 日
発行した新株予約権の総数	283 個
発行した新株予約権の割当先	当社取締役 2 名 270 個 当社従業員 3 名 13 個
発行した新株予約権の 目的となる株式の種類および数	当社普通株式 3, 113, 000 株 ※新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は当社普通株式 11, 000 株
行使価額	当社普通株式 1 株あたり 73 円
調達資金の額	227, 249, 000 円 (内訳) 発行価額 : 0 円 行使価額 : 227, 249, 000 円
未行使の新株予約権の個数 (2026 年 7 月 31 日時点)	278 個

4. 今後の見通し

本条件変更による業績への影響はありません。

以上